

別居、離婚後の親子の面会交流についての環境整備を求める意見書

我が国では、平成24年に民法が改正され、同法第766条で「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と定められた。

しかし、面会交流の取決め状況は相変わらず低く、面会交流の頻度も非常に低いものである。別居や離婚の背景によっては、子供の最善の利益を考慮した面会交流の実施が困難な場合がある。一方で、面会交流の機会が十分に確保されない場合に、子供の健やかな成長に影響を与える可能性があることについても指摘されている。

我が国も批准している児童の権利に関する条約においては、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」ことが求められている。

また、家族法研究会などで議論されている面会交流の実現については、国においても様々な意見を踏まえた検討が行われ、共同養育支援議員連盟などからは問題解決に向けた提言が行われている。

よって、国におかれては、別居、離婚後の面会交流が子供に与える影響や実態を考慮し、それぞれの課題について諸外国の取組に学びつつ、現行法での対応や必要な法制上の措置を含めた速やかな環境整備の実現を強く要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
厚生労働大臣

宛て

横浜市会議長

横山正人